

議事要旨(2) 企業会計基準適用指針「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(案)」について

西川副委員長(専門委員長)及び秋葉統括研究員より、企業会計基準適用指針「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(案)」について、前回の企業会計基準委員会(3月9日開催)からの主な修正箇所について、次の説明がなされた。

- (1) 注記事項について、「開示対象特別目的会社の概要」と「開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」の順序を入れ替えた。
- (2) 開示対象特別目的会社に該当するものの考え方を、まず、子会社等の見直しに係る具体的な取扱い一 3(1)から(3)のいずれかに該当するものを識別し、次に、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三により、子会社に該当しないものと推定された特別目的会社であることを明確にした。

出席した委員等からの発言とその対応は、次のとおりであった。

- ・ 開示対象特別目的会社の直近の財政状態を開示するにあたっては、会社の決算日との差異にかかわらず、直近に行われた開示対象特別目的会社の正規の決算に基づく金額を用いることができるとされているが、開示対象特別目的会社の半期の開示を求めるものかどうかという質問があった。これに対し、事務局からは、中間決算期とのズレが生じていても、開示対象特別目的会社が年度の決算しか行っていない場合には、当該決算に基づき開示を行うことができる旨の説明がなされた。
- ・ 開示例の5及び6については、今後の取引の影響を考えると削除するか、または、子会社と考えられる事項について、例えば、役員派遣のケースによるべきであるという意見があった。これに対し、事務局からは、開示例が現状の判断に影響を及ぼすものではない旨が記載されているが、匿名組合出資に係る記述を削除し、子会社に該当する理由等について修正を行う旨の説明がなされた。

以上の議論の後、字句等の修正は委員長に一任することを前提として、出席委員11名全員の賛成により企業会計基準適用指針の公表が議決された。

以 上